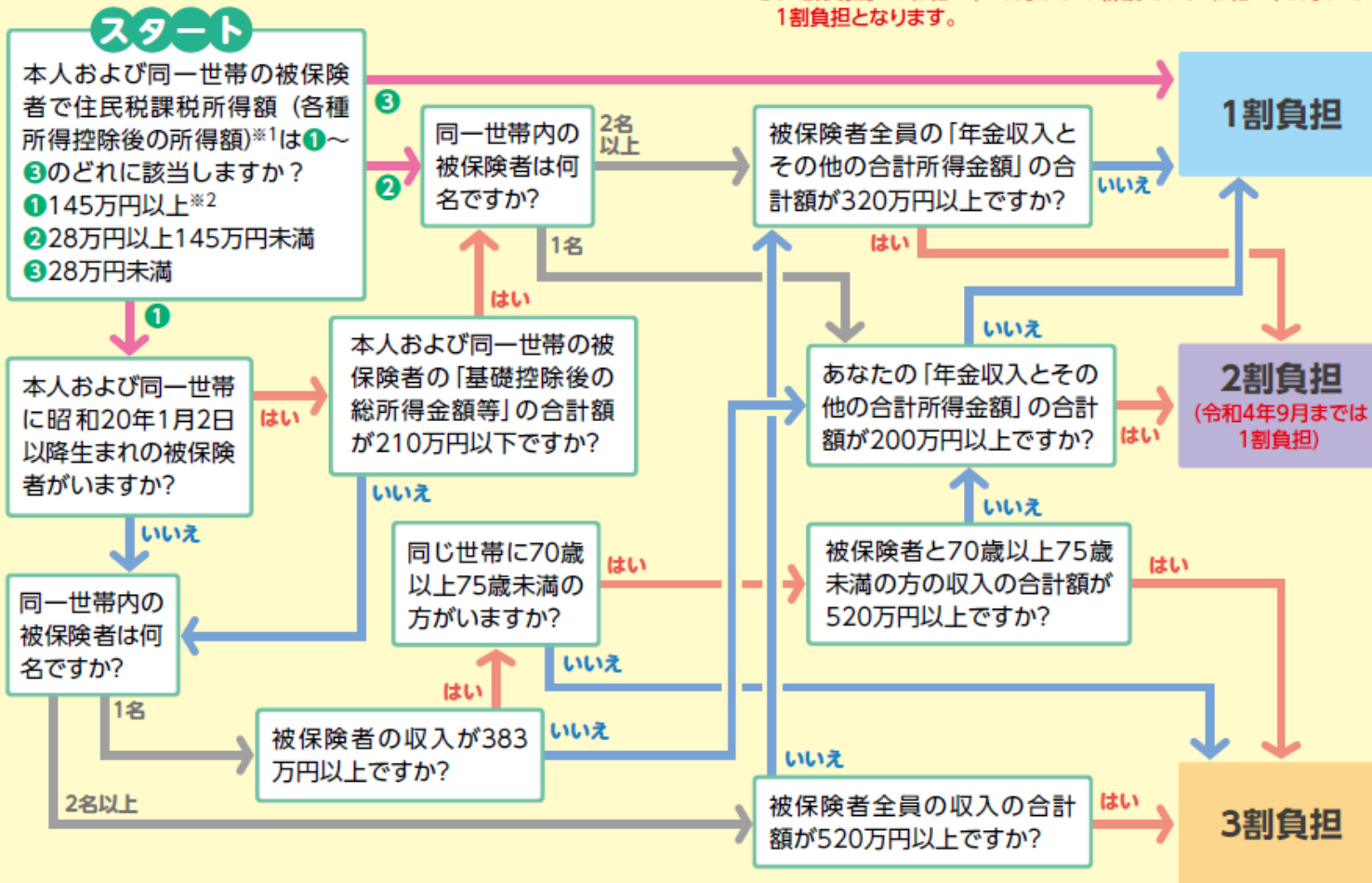


# 自己負担割合の判定について

●「被保険者」とは後期高齢者医療保険にご加入の方を指します。

- 自己負担割合を判定する際の所得に係る控除対象者の合計所得金額を計算するときは、給与所得がある場合には給与所得から10万円を控除します。
- 「2割負担」は令和4年10月からの新設です。令和4年9月までは1割負担となります。



※1 前年の12月31日現在において世帯主であって同一世帯内に合計所得が38万円以下である19歳未満の方がいる被保険者は、自己負担割合の判定時に住民税課税所得額から次の①と②の合計を控除します。  
 ① 16歳未満……………1人につき33万円  
 ② 16歳以上19歳未満 ……1人につき12万円

※2 住民税課税所得が145万円以上の被保険者がいる場合、1割または2割負担となるには基準収入額適用申請が必要となる場合があります。

**基準収入額適用申請に必要なもの**（申請は市町村担当窓口へ）  
 ●対象者の収入状況がわかるもの（確定申告の写しなど）  
 お問い合わせ先：市町村後期高齢者医療担当窓口（P22・23）